

平成23年度第1回清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価委員会 議事録

日 時：平成24年3月19日(月)

13:30～15:06

場 所：岐阜県庁 議会東棟2階 第3面会室

1 開会

[司会（長沼 林政課技術総括監）]

2 あいさつ

[森 林政部長]

3 委員長選出

[司会]

(資料1、2、3により説明)

当会議の座長となります委員長の選出をお願いしたいと思います。

委員長の選出につきましては、設置要綱第5条第1項で委員の互選により決定することとしております。委員長の選出につきまして、ご意見等がございましたらお願いします。

(特に意見なし)

もしよろしければ、小見山委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

[委員一同]

異議なし

[司会]

ご異議がないようございますので、小見山委員に委員長をお願いしたいと思います。

それでは、小見山委員、委員長席にお移りいただきまして、一言ごあいさつをお願いします。

[小見山 委員長]

私は森林の生態学が専門です。この委員会は大変重要な委員会であると思っています。

午前中は郡上市長とお会いしたが、出てくる話題は森林の問題ばかりで、なかでも野生鳥獣の課題や長良川に流れ込む水の問題などを随分おっしゃった。

林政部長のあいさつの中で触れられたように非常に大きな部分を持っている森林。その中身はかなり危うくなっているのが実情です。この時期に増税、県民の方から貴重なお金をいただいて森林や環境を回復させるために使うことは大変意義があると思います。

その評価をやらせていただく委員会で、皆様から大切なお金を預かっている中で、事業が適正に行われているかどうか評価するあるいは意見を述べると言うことですので、私たち委員は大変重要な任務を持っていると思います。時には厳しいときが出てくるかも知れませんが、皆さん、議論をよろしくお願いします。

それでは、ただ今から議事を進めてまいります。

会議事項に先立ちまして、設置要綱第5条第3項にございます委員長代理を私から指名させていただきます。委員長代理には、鈴木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[委員一同]

異議なし

[小見山 委員長]

それでは鈴木委員、よろしく申し上げます。次に会議の公開についてですが、先ほど事務局から説明があったとおり、原則公開で行い、傍聴要領に従って進めるということでご了解をお願いします。

4 議事

(1) 森林・環境税導入の経緯について

[小見山 委員長]

それでは、お手元の次第にございますように会議の議事に入ります。

まず、議題1として「森林・環境税導入の経緯について」の議事に入ります。

事務局からご説明願います。

[小林 林政課長]

(資料4、5により説明)

[小見山 委員長]

ただ今の事務局からのご説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。

[笠井 委員]

平成16年、17年から森林・環境税導入に向けての意見を募集など実施されていますが、その後、今まで中断と言うことですが、最大の障害は何だったのでしょうか。

[小林 林政課長]

ひとつは、県の財政状況があります。行財政改革アクションプランなどを作って、県職員の給与カットなど、削除する所は削除など先にやるべき事をやってから、税を導入するという順番になってきたということです。

[小見山 委員長]

税導入に踏み切ったのは、県民アンケートで66パーセントの賛成を得たということだと思いますが、他の県でも同様なアンケートをやった上で導入されたと思いますが、そういう時の結果との比較はされたのでしょうか。

[小林 林政課長]

比較した例はありません。

[所 委員]

税額、税率はどのような根拠で決められたのですか。

[小林 林政課長]

森、川、海をつながりでの環境保全、いわゆる清流の国ぎふづくりを行うために必要な施策を考えてきました。その施策を5年間で実現するために必要な事業費を試算したところ、それを森林・環境税という形で県民税均等割に上乗せした場合、個人については1千円、法人は10パーセント上乗せ、そのような税額が出てきました。

[小見山 委員長]

例えば森林の面積は県によって随分違いますが、税収入の見込額は、大きいところは多いと言うことですか。

[小林 林政課長]

決してそうではありません。森林面積が大きいから税率が高いと言うわけではありません。例えば、神奈川県は300円の税率ですが、人口が多いため年間38億円の税収があります。

[小見山 委員長]

岐阜県は森林の面積は大きいし面積率も高い。そういう意味ではかなり必要な所があるという意味で聞いてみたところでは。

[鈴木 委員]

私はちょうど小見山先生とご一緒に平成16年の研究会にかかわらせてもらった。

今、導入までの状況の説明をいただきましたが、森林・環境税は政策課税として地方分権改革の中で独自に自治体が必要と考えた場合には県民に問いかけて導入できる重要な課税であると思います。

今、行財政改革の中での説明でありましたが、むしろこの間、県民参加の森づくり、海づくりなどをやっていく施策の中で、当初のアンケートよりも実態としては内容が熟してきたと私としては実感しているところです。

当初は問い掛けの中で賛成66パーセントいただきましたが、実際どのように税を使っていくのか県民まで声が届かなかった中で、植樹祭をやったり、海づくりをやって、県民の所でも森林、それを使って暮らしが維持され、また防災という観点で、必要性というものが徐々に認識されるようになったと思います。

こうした積極的な意味というものを税導入の中で位置付けされてはいかがと思う。政策課税として重要でありネガティブ部分だけでなく、ポジティブの部分も検証されたということを説明されていった方が良くと思います。

[小林 林政課長]

植樹祭、海づくり大会を通じて森・川・海のつながりの中で環境保全意識、清流を守っていくという県民の皆さんのニーズ、声も高まってきたということも導入の至った経緯であります。

[高木 委員]

正式に税導入が決まり、現在、周知に努力されていると思いますが、現時点で森林・環境税の導入することがどのくらい県民の方に理解されているのか、お分かりでしょうか。

[小林 林政課長]

数式的なものは把握していませんが、チラシも100万部配ったり、県の広報紙にも何回か掲載し、市町村の広報紙にも掲載していただくなどして全世帯に周知してきました。

全世帯の方がすべて周知されているかどうかは不明ですが、かなりの方に周知がされてきたのではないかと考えています。

[森川 委員]

この評価する対象事業は県の事業だけですか。

[小見山 委員長]

後ほどの議題でお願いします。

(2) 森林・環境の制度内容について

[小見山 委員長]

次に、議題2として「森林・環境税の制度内容について」の議事に入ります。
事務局からご説明願います。

[小林 林政課長]

(資料6、7により説明)

[小見山 委員長]

ただ今の事務局からのご説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。

[小見山 委員長]

基金の継続年数はどのようになるのですか。5年間で終わりですか。

[小林 林政課長]

税条例で税徴収は5年の期限としていますが、基金については期限を設けていません。

[小見山 委員長]

税額はある所定の計算で出てきた訳ですが、基金化したからといってあまり延ばすことは考えていらっしゃらないのでしょうか、あるいは考えていらっしゃるのか、どちらでしょうか。

[小林 林政課長]

5年間で60億円の施策を行うと言う考えです。

[小見山 委員長]

5年間でほぼ終わるような計画を立てられたといことでよろしいでしょうか。

[小林 林政課長]

そのとおりです。

[所 委員]

基金を設置されて、森林・環境に使うことは分かりますが、これまでも森林や環境について事業をやっていると思いますが、森林・環境税として新たに税を徴収されるということは5年間で60億円、年間12億円は追加が必要という理解でよろしいのでしょうか。

[小林 林政課長]

そのとおりです。基本的には新規の施策であります。公共施設等における県産材の利用促進では拡充の部分があります。既存の制度でも学校への木造化という事業はありますが、それに税を使って拡充していきたいということです。

従って、すべての事業において、プラスαということです。

[所 委員]

心配するのは、今まで使っていた事業費をこっちで回せるから、よそへ回せる分が増えるということではないということですか。

[小林 林政課長]

既存の施策の財源振替と言うことではありません。

[森川 委員]

新規事業というのは今まで手付かずだったということでしょうか。

行政の方でこうした事業はいままでやっていなかったということですか。

[小林 林政課長]

例えば、環境保全を目的とした水源林等の整備や里山林の整備は、少し似たような事業はありましたが、こうした環境保全を目的に県が制度化したものは初めてです。

[小見山 委員長]

本県はすごい面積の森林がありますが、森林は、土砂を止めたり、いろんな災害を防止したり、県民生活にかかわる部分が大変大きい。ところが木材生産がこれからもできる場所とそうでない場所ができてしまいました。将来、収入が見込めないところに何とか助成していかなければ、県全体の森林が悪くなる。それは県民生活に悪影響が出てくると言うことから森林・環

境税が出たんだと思います。

今説明がありましたようにこの公益的機能と、本県の税の特長でもある森林の部分の税と環境の部分の税、生物多様性が話題に出ています。つまり人との暮らしの中で生物を守っていくというところで、今のようなマイナス面がかなり出てきている。その部分にある程度税を投入していなかいと保全できなくなっている、このような状態だと思います。この他、人づくり、仕組みづくりをきっちりして行動的にしっかりさせないと森林や環境は持ちませんということを説明されたと思います。

[森川 委員]

そうすると私有の山も対象になると、個人に対しどの程度強制的に何かやっていけるのか。立ち入っていくわけでしょ。

[小林 林政課長]

公益的機能の観点、つまり皆さんの財産ということから、環境保全を目的として整備していただく。森林の整備に当たっては10年間皆伐をしないという協定を結ぶことになります。

森林整備後、直ぐに転売されては困るので、きちっと協定を結んで環境保全を目的とした整備を実施することになります。

[小見山 委員長]

本来は木材生産をやってもらいたいところであるが、農山村の現状からできなくなっているところがある。つまり、経済力でバックアップするということ。

[森川 委員]

助成金みたいなことですね。

[小林 林政課長]

例えば、里山林は、昔であれば普段の日常生活の中で、薪を取ったりしてきちんと整備されていたが、今はできなくなった。しかしそれを放置しておく、やはり環境破壊につながる、災害につながるということで、税をお願いし、公益的観点から守っていくということです。

また市町村では森林整備計画、森林整備のマスタープランを作ります。その中で守るべき森林、環境保全林という位置付けをしてもらうことにしています。

[小見山 委員長]

県はもとより、市町村の方でかなりの選別がなされるということが前提ということですね。

[鈴木 委員]

平成18年に岐阜県森林づくり基本条例を施行し、その後基本計画を1000人委員会のもとで作るという県民参加型の方式を導入しました。その中で市町村管理委員会という組織を作って実際に住民が日常の暮らしの中で実感する森林整備の方針や内容、費用などを考えるきっかけを作ると随分と多面的に運動をしてきました。そういう動きをきちっとサポートしていく税財

源として位置付けていく必要があると思います。市町村森林整備計画に明確に位置付けられてしっかりやっていくことを見届けた上での税財源であると考えます。

そのためにも市町村管理委員会をもっと活性化、促すことにも是非活用してもらいたい。私も大垣市の市町村管理委員会をやっていましたが、やはりいろんな計画を作っても実際は国の補助金頼みにならざるを得ない部分がありました。むしろ市町村も目的税を導入することも可能ですが、県の方で以前から森林・環境税を検討してきたということで、ペンディングのところもあったと思います。

是非とも市町村が主体としてNPOなども連携しながら森づくりを進めていくといことを後押しする税源として活用してほしいと思います。

それから森林づくり基本計画との整合性をどのようにされるのか。簡単に教えてもらいたい。また、今回の新規事業を見ますと、昨年の中日本大震災をはじめとした防災という観点での事業があまり見受けられない。例えば岩手県住田町では仮設住宅を木造で作りながら被災者の生活の質を高める事業を森づくりとの関連性でやって県もそれを後押ししてきた。

今回、岐阜県の森づくりにかかわる税であれば、これから必ず起きるであろう東海沖地震など公益的な防災の観点から森林・環境税も結びつけて、今後提案を受けてやっていくということなのかどうか補足説明をお願いしたいです。

[小林 林政課長]

第2期基本計画が来年度から始まります。第2期計画では今までの生きた森林づくりという木材生産を活発化させる施策と、もうひとつ別の柱で環境保全を目的とした森林整備、恵みの森林づくりという施策を位置付けています。恵みの森林づくりの関連施策がまさにこの森林・環境税で掲げている施策にリンクしています。

鈴木委員からご提案のあった防災の観点については、今後、この委員会でそのような新しいご提案をいただければ考えていきたいと思っています。

[小見山 委員長]

この委員会では新しい事業の提案も任務に入っていますので、防災上、必要な森林というものが必要であれば、委員会で議論していただくことも結構ですので、よろしく申し上げます。

[笠井 委員]

制度案の13頁から16頁の事業量一覧が示されていますが、これは既にこのような事業を進めていくという、あらすじが決まっているという理解でよろしいでしょうか。

先ほど鈴木委員の方から県民参加型の方向で検討してきたということですが、今回、税ということであればお金を拠出すると言う意味では県民参加になりますが、今後、ひとこと意見を言いたい時に、この範囲の中で、私どもがその事業の内容を精査するということが良いのでしょうか。

[小林 林政課長]

この事業は骨子案、制度案の段階でパブリックコメントをもらったり、あるいは経済団体など各種団体からご意見を伺いながらそれらのニーズを踏まえて、県として環境保全の観点から

既存の施策では実施できない、やらなくてはならない事業について決めました。

ご質問のこの事業でずっと進めていくのかと言うことですが、やはり施策の方向性や目指すべきところは、これでお金をいただくため、変えることはできません。

ただ、県としては様々なご意見を踏まえ5つの施策、21の事業を考えていますが、それを検証していただく中で、この事業よりもっと効果的な事業があるというご提言がいただければ、この委員会で検討し内容を中止、修正、あるいは新たに追加することを考えていきたいと考えております。ただ、途中から個人の税率を1000円から1200円にするということは出来ませんので、5年間で60億円という枠の中で検討していくことになります。

[笠井 委員]

これらの事業を具体的にどこでやっていくことについては、公募するということですか。

[小林 林政課長]

事業の中には、県自ら行う事業と、市町村やNPOなどにやっていただく事業があります。県以外の事業は提案などをしていただき、内容に合致した事業に県が助成するというようになります。この他、市町村提案事業という枠を設け事業費として1億円計上しているところです。

(3) 平成24年度税活用事業の内容について

[小見山 委員長]

次に、議題3として「平成24年度税活用事業の内容について」の議事に入ります。事務局からご説明願います。

[小林 林政課長]

(資料8、9により説明)

[森川 委員]

予算は24年度だけですよね。これでひとつの事業が完ぺきにできるとは思えないです。例えば外来種の駆除の話が出ましたが、24年度はこれだけのお金を使ってやりますよ、また次はその来年度には増えてしまう。一つのことをきちんとやって、仕上げてから次のことをやっていくことの方が効果的ではないのかと思います。

また水資源の問題で山を買い取らないといけな いということは良く言われている。民間に高いお金で売られてしまい、県民の飲料水に影響を 及ぼしてしまう。これも今年度は1千万円ですね。

何か中心的にやって、それが済んだら次にということではないでしょうか。いっぱい事業を並べてやるのは不徹底にならないか。もっと集中的に使う方が効果的ではないかと思いますが。

[小見山 委員長]

急ぐべきところはやっているし、岐阜県の面積は106万ヘクタール、森林は80パーセントだから80万ヘクタールです。ここに書いてある事業は順次やっていかなければならない事、その中でも一番重要な地域があると思いますから、そこからやっていくと言うことでしょうね。

[森川 委員]

地域性ですか。

[小見山 委員長]

川の近くや民家の近く、重要な場所、そういう所を選んでやるということだと思いますが。

[市川 清流の国ぎふづくり推進課長]

その視点に加えて、ヌートリアやアライグマについては、実際には市町村、住民の皆さんのご協力がないと進められない事業ということもあり、オリを整備すれば激減するというものでもありません。そういった意味で少しずつやりながら、市町村の体制の整備も合わせてやっていただく必要があると考えています。

[所 委員]

公共施設等における県産材の利用促進で拡充の部分ですが、これまでどれだけの予算を使ってきて、どのように拡充されてきたのか教えて欲しいです。

[小林 林政課長]

年間8千万円くらい使ってきました。それに今の事業費が拡充されます。

[笠井 委員]

委員長から森林は80万ヘクタールあると伺いましたが、スポット的に事業がなされることはやむを得ないと思いますが、なぜそこを選んだのかという事をちゃんと説明できるような状況、体制を整えていただきたいと思います。

みんなが税金を払っているので、私の所も、私の所もと、整備してほしいという話が出てくるかも知れません。

[小林 林政課長]

市町村森林整備計画の位置付け、緊急性、市町村の要望、土地所有者との同意などにより県が決めていくことになります。

(4) 提案事業の審査について

(5) 事業評価委員会の今後の進め方について

[小見山 委員長]

時間の都合上、議題4として「提案事業の審査について」と、議題5の「事業評価委員会の今後の進め方について」の議事に入ります。

事務局からご説明願います。

[小林 林政課長]

(資料10、11により説明)

[高木 委員]

基本的には事業評価が主ということで良いですか。

[小林 林政課長]

事業の評価と、活用事業に対する提言もお願いしたいと考えています。

[小見山 委員長]

実施事業の提言も含んで含んでいますので、すべての事業が終わってからでなくても、中間的段階でも意見を言うということによろしいですか。

[小林 林政課長]

委員会は10月も開催しますので、その段階でご意見をお願いします。

[鈴木 委員]

第2次審査では庁内審査会で審査とありますが、審査は県の規定では第3者の審査会を設けることになっていると思いますが、庁内とはどういう意味ですか。県職員の皆さんが審査するということですが。

[小林 林政課長]

第2次審査は県庁内の関係課長以上の職員で7項目の5段階で行います。

[鈴木 委員]

プロポーザルについてはすべて県庁内の担当者がそこから外れるという基準を設けたが、大丈夫ですか。

[福井 林政部次長]

契約行為ではなく、事業採択の話ですから、これは大丈夫です。

[鈴木 委員]

分かりました。それから、申請する団体との利害関係がないように公平性を担保されるよう厳格にやってほしいと思います。もう少ししたら、委員として提案をさせていただきたい部分もあります。岐阜県は非常に厳格な評価の制度を作ってきている経緯があるので、こうした事を踏まえて提案したいと思います。

[小見山 委員長]

時間が超過してしまっている。

次回からは前もって資料を配付して会議に臨むことは可能ですか。

この場で急に意見を言われても皆さん困ると思いますから。

[小林 林政課長]

次回からはそうさせていただきます。

[竹中 委員]

県民にとっては森林・環境税という非常に新しい言葉。目に見えるような部分で分からせることが必要であると思います。このチラシを見ましても、皆さんによる参加型の写真が多いのでほっとしていますが。昨年夏に初めて水門川の川掃除、水を抜いて底を見たが、あれを見ると絶対に川にゴミを流してはいけないという意識が深まります。参加してみて実際によく知ることが大事。特に子どもたちは。

また、5年間という期限がありますが、せっかく環境税という意識が高まっている中で森林・環境税が終わってしまって、結果的に未だやる所があつて少しやりたい時にどのような方向になるのかと思いましたが。

[小見山 委員長]

まずこの5年間を貴重な、滅多にない機会を県民の方にいただいたということになると思いますので、しっかりやる。これがまず最初かと思います。

本日の議題は以上でございます。

そのほか何か、ご意見等ございますでしょうか。

なければ、時間も超過しておりますので、以上をもちまして議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

5 閉会

[司会]

長時間にわたりまして熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。
最後に、委員の皆様には林政部次長からお礼を申し上げます。

[福井 林政部次長]

(あいさつ)

[司会]

本日も議論いただきました内容につきましては、後日まとめて、皆様にお送りするとともに、県のホームページに掲載したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次回は6月頃の開催を予定します。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

終了 15時6分